

平成 28 年 11 月

事業主各位

大阪府貨物運送健康保険組合
理事長 井上泰旭
(公印省略)

マイナンバー(個人番号)のお届出について(お願い)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、健康保険組合の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会保障・税番号(マイナンバー)制度については、平成 28 年 1 月から順次、社会保障、税、災害対策の各分野で導入され、健康保険事務につきましては、平成 29 年 1 月から届出書類へのマイナンバーの記載が必要となり、平成 29 年 7 月からマイナンバーを利用した事務手続きが開始されます。

つきましては当組合に加入いただいております被保険者および被扶養者の方々のマイナンバーをお届出いただくことが必要となります。

今回、**平成 28 年 10 月 20 日時点のデータに基づき**マイナンバー(個人番号)届出書を打ち出ししております。マイナンバー(個人番号)をご記入いただき、同封のレターパックプラスにて**平成 28 年 11 月 30 日(水)まで**にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※ターンアラウンドCDまたはデータファイルでお届出いただく事業所様につきましても、平成 28 年 11 月 30 日(水)までにご提出くださいますようお願いいたします。

お忙しいなか大変お手数をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先 大阪府貨物運送健康保険組合 総務係 06-6965-2345

マイナンバー取得時の本人確認について

○被保険者から被保険者本人および被扶養者のマイナンバー(個人番号)を取得する際は、正確性や安全性を担保するため、事業主に「本人確認」を行う義務が課せられますが、雇用関係等により明らかに本人であることが確認できる場合は、改めて身元確認の必要はありません。

また、被扶養者についての本人確認は、被保険者が実施しているという観点により、事業主が行う必要はありません。

今後のお手続きの流れについて

○平成 29 年 1 月 1 日以降に加入手続きをする方は届出用紙が変わります。

新様式にはマイナンバー(個人番号)の記入欄が追加されます。新様式が決まり次第ご案内させていただきますので、届出用紙の切替をお願いいたします。

○平成 28 年 10 月 21 日以降に加入手続きをする方のマイナンバーの届出について

現行の届出用紙で被保険者資格取得・被扶養者の認定についてご提出いただいておりますが、マイナンバー(個人番号)の記入欄がありません。来年 1 月以降に改めてマイナンバー(個人番号)収集についてのご案内をさせていただきます。

※ 今回打ち出ししているデータは平成 28 年 10 月 20 日時点のものとなっております。それ以降に資格喪失、扶養抹消された方も含まれておりますが、その方についてのお届出は必要ございません。ご記入なさないようお願いいたします。